# 千葉県西部防災センター指定管理者審査基準

#### 【必須項目の審査】

- ・「1点」を標準とし、優れたものについては特に加点。各項目とも3点満点。
- ・標準に満たない場合は0点。意見聴取した外部有識者等の過半数が0点を付けた審査内容があり、 選定委員会がこれを適切な評価と認めた場合は失格。

選定基準	審査項目	審査内容	配	点	確認事項 (参考)
事業計画書の内容が	施設の設置目的及び	施設の設置目的を理解しているか	3		事業計画書
県民の平等な利用を 確保することができ	県が示した管理の 方針	県が示した管理の方針と事業者が提案した 運営方針が合致するか	3		2 管理運営の基本方針
るものであるか (指定手続条例第3		経営理念やコンプライアンスの取組等、団体 の経営モラルは適切か	3	18	
条第1号)	平等な利用を図る ための具体的な手法	事業内容等が一部の県民、団体に対して不当 に利用を制限又は優遇するものではないか	3	10	
	及び期待される効果	社会的弱者へ配慮されているか	3		
個人情報の取扱は 適正か	個人情報保護の取組	個人情報保護のための適切な措置がとられ ているか	3		

(計18)

### 【一般項目の審査】

- ・満点が3点、5点、10点の各項目について、それぞれ2点、3点、5点を標準とし、優れたものについては加点し、劣るものについては減点する。(最低点数は各項目とも1点とする。)
- ・ただし、「県が想定した参考金額をどの程度下回っているか」の採点方法は以下のとおりとする。 応募団体の中で、県委託料の5年間の計が、県の参考金額と比較して1番低い団体を10点、2番目に低い 団体を8点、3番目を6点、4番目を4点、5番目を2点、それ以降の団体は1点とする。

選定基準	審査項目	を4点、5番目を2点、それ以降の団体に   審査内容		· L点	確認事項
送人坐牛	田上以口	街上:r 1行	ĦL	1777	(参考)
事業計画書の内容	利用者の増加を図る	年間の広報計画の内容は適切か	3		事業計画書
が、当該公の施設の 効用を最大限に効果 的に効率的に発揮させ、県内全域の防災 力向上を図るもので あるか。 (指定手続条例第3 条第2号)	ための具体的手法及 び期待される効果 サービスの向上を図 るための具体的手法 及び期待される効果	利用者数増加及び県内全域からの利用促進 の取組内容は適切か。	10	43	3 施設の管理運営
		地域、関係機関、ボランティア等との連携が 図れているか	5		
		利用者のサービスの向上のための取組内容 は適切か(苦情や要望への対応を含む)	3		
		全体的に施設の設備・機能を活用した内容と なっているか	3		
		自主事業の提案は、公の施設の設置目的の達成に資するものとなっているか。また、指定管理業務を妨げない範囲となっているか。	3		
	防災啓発事業の具体 的手法及び期待され る効果	自助・共助の取組を促進する防災啓発の取組 内容は効果的か	10		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現 の可能性	施設管理、安全管理は適切か	3		
		維持管理は効率的に計画されているか	3		
	管理に係る経費の縮 減効果及び実現の可 能性	県が想定した参考金額をどの程度下回って いるか	10	20	
		運営経費の削減を含む維持管理の効率化の内 容は必要なサービス提供と比較して適切か	10		
事業計画書に沿った 管理を安定して行う ために必要な能力	収支計画の内容、適 格性及び実現の可能 性	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図れ ているか	3		事業計画書 4 管理運営実施計画 5 職員配置計画 6 財務状況
		収支計画の実現可能性はあるか	3		
(人員、財政的基盤		販売費及び一般管理費の額は適正か	3	]	7 類似施設運営実績
等)を有しているか。 (指定手続条例第3	安定的な運営が可能 となる人的能力	人員配置等管理運営体制は適切か	3	27	・財務諸表 ・事業報告書
		職員採用、確保の方策は適切か	3		
条第3号)		職員の指導育成、研修体制は十分か	3		• 定款等
	安定的な運営が可能	団体の財務状況は健全か	3	・登記事項証明書など	・登記事項証明書
	となる財政的基盤	金融機関、出資者等の支援体制は十分か	3		74 C
	類似施設の運営実績	実績からして、本件施設を良好に管理運営で きる可能性はどうか	3		
その他	大規模災害発生時にお ける備蓄物資搬送基地 運営や東葛飾広域災害 ボランティアセンター の補助的業務等	大規模災害発生時において、県の災害対応の初動 体制が確立するまでの間、閉館時の開錠、建物の 管理等、円滑に準備業務を遂行し、また体制確立 後も補助的業務を遂行できるか。	1	事業計画書 5 職員配置計画 (5)など	

(計100)

## グループ応募に係る団体審査基準

選定基準	審査項目	審查内容	配点	確認事項 (参考)
事業計画書に沿っ た管理を安定して	グループで応募す る団体に係る確認	グループの設立の経緯は明らかになっ ているか	10	グループ (共同体) 応募届
行うために必要な 能力(人員、財政	事項	グループ応募する必要性・理由は妥当な ものか	10	グループ (共同体) 構成団体業務分担
的基盤等)を有しているか。		構成団体の役割分担及び責任分担は明 らかになっているか	10	表 グループ (共同体)
(指定手続条例第 3条第3号)		構成団体の人員配置は妥当であるか	10	協定書
		各団体の経費配分は妥当であるか	10	

<sup>※</sup>各項目の必要点数は5点以上とし、かつ、合計の点数が35点以上で適格とする。

### 【団体審査にあたっての目安】

〔基本的な考え方〕

- ○応募者間競争ではなく、グループ応募の適格性を判断する。 (=絶対評価)
- ○適格ラインは7点(総合35点以上:審査内容5項目)を基点とし、以下の考え方で加減を行う。

	適格性		ジにの老させ		
	説明理由	疑 義	評価の考え方		
10点	十分ある	なし	適格性を判断する着眼点(「グループ(共同体)応募届」、「グループ(共同体)構成団体業務分担表」の記載上の留意事項(※印))全てに関し、十分な理由が説明されており、かつ適格性に疑義が認められる事項が何らない。		
7点	ある	なし	適格性を判断する着眼点全てについてではないものの、概ね適 格性を説明できる理由があり、かつ適格性に疑義が認められる 事項が何らない。		
5点	ある	あり 是正余地あり	適格性を判断する着眼点全てについてではないものの、概ね適格性を説明できる理由がある。疑義はあるが軽微であり、本審査におけるヒアリング時等に是正が可能と思慮されるもの。 (是正に応じない場合は本調査での減点対象) 例)協定書の役割分担=業務量割合と申請書の人員配置割合の若干の不整合		
0点	なし	あり 是正余地なし	適格性を説明できる理由がなく、是正不可能と思慮される疑義があるもの。 例)グループ応募に至る双方の合意プロセスがはっきりせず、 組織の総意として双方に指定管理者を誠実に努める意思が 確認できないもの		

<sup>※</sup>審査を行う5項目はいずれも必要な視点であり、1項目でも5点未満があれば欠格とする。

<sup>※</sup>審査を行う5項目のうち、例えば1項目で5点があっても、他項目における高得点でフォローでき、総合的に適格理由が確保できれば可とする。  $\Rightarrow$  総合35点以上